

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">取引所株価指数証拠金取引説明書 東 京 金 融 取 引 所 2020年2月</p> <p style="text-align: center;">取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆証拠金 (1)～(7) (省 略) (8) 証拠金不足の取扱い 本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の証拠金等の有効証拠金額が維持証拠金額（取引所基準額にて計算）を下回る場合（以下「証拠金不足」という）、次に定める基準にしたがって処理を行います。</p> <p>① 証拠金不足が生じた場合、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。 ② 入金期限：証拠金不足判定の翌取引日 17時30分 ③ 当社は、②に定める時間までにお客様からの不足額に係るご入金を確認できなかった場合、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済（以下「強制決済」という）します。ただし、この場合、常にロスカットルールが優先されるものとします。 ④ レート変動による本口座の評価損益の変動、または保有建玉の一部決済により有効証拠金額が維持証拠金額を上回った場合でも証拠金不足は解消されません。 ※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。 (新 設)</p> <p>(9)～(13) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(3) (省 略) (4) 苦情処理および紛争解決</p> <p>苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。</p>	<p style="text-align: center;">取引所株価指数証拠金取引説明書 東 京 金 融 取 引 所 2020年4月</p> <p style="text-align: center;">取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆証拠金 (1)～(7) (現行どおり) (8) 証拠金不足の取扱い 本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の証拠金等の有効証拠金額が維持証拠金額（取引所基準額にて計算）を下回る場合（以下「証拠金不足」という）、次に定める基準にしたがって処理を行います。</p> <p>① 証拠金不足が生じた場合、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。 ② 入金期限：証拠金不足判定の翌取引日 17時30分 ③ 当社は、②に定める時間までにお客様からの不足額に係るご入金を確認できなかった場合、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済（以下「強制決済」という）します。ただし、この場合、常にロスカットルールが優先されるものとします。 ④ レート変動による本口座の評価損益の変動、または保有建玉の一部決済により有効証拠金額が維持証拠金額を上回った場合でも証拠金不足は解消されません。 ※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。 <u>※証拠金不足に係る判定は、市場の状況等によっては翌取引開始後になる場合があります。</u></p> <p>(9)～(13) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(3) (現行どおり) (4) 苦情処理および紛争解決～<u>金融 ADR 制度のご案内</u> <u>金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。</u></p> <p>苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。</p>

現 行	変 更 後
<p> 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) TEL 0120-64-5005 URL https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html 東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル </p> <p style="text-align: right;">2020年2月3日</p>	<p> 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) TEL 0120-64-5005 URL https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html 東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル </p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日</p>